《 参考資料 ① 》

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平 成 ２ ４ 年 ５ 月 １ 日
国土交通省土地・建設産業局

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について

１． 背景

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要があります。

また、昨今、我が国建設企業の活動範囲が国内外を問わず拡大している中で、外国における建設工事の受注に際し、進出先国の規制により子会社を設立しなければならない場合や、子会社により現地に根付いた事業活動を行う場合があることから、外国子会社の経営実績を適正に評価するとともに、我が国建設企業の海外進出意欲の醸成を図ることが求められています。

こうした状況にかんがみ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成２４年１月２７日）等を踏まえ、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「規則」という。）及び建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号。以下「告示」という。）について、所要の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

２．概要

（１）建設業における社会保険未加入問題への対策　　【別添１参照】

①建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加
（規則第４条及び様式(新)第２０号の３関係）

許可行政庁が、建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条に基づく許可（許可の更新を含む。）の申請時に、保険加入状況の確認、指導等を行うため、法第６条第１項に基づく申請書の添付書類として、健康保険等の加入状況(※)を記載した書面の提出を求めることとし、当該書面の様式を整備する。

（※）「健康保険等の加入状況」とは、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法（昭和２９年法律１１５号）第２７条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による被保険者となったことの届出の状況をいう。以下同じ。

②施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加
（規則第１４条の２及び第１４条の４関係）

特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、法第２４条の７第１項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び同条第２項に基づき下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況を追加することとする。

③経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化
（規則様式第２５号の１１及び第２５号の１２並びに告示第１の４の１及び付録第２関係）

法第２７条の２３に基づく経営事項審査（以下単に「経営事項審査」という。）において、社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目及び基準を次のとおり見直す。

・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査することとする。（規則及び告示第１の４の１）
・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ４０点の減点（３保険に未加入の場合１２０点の減点）とする。（告示付録第２）

※　建設業における社会保険未加入問題への対策については、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となって、総合的対策を実施し、実施後５年を目途に、企業単位では許可業者の加入率１００％、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととしています。
【別添２参照】

（２）経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価

（規則様式第２５号の１１及び告示附則関係）

経営事項審査において、本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとする。

・外国子会社の完成工事高

・親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額

（３）その他

その他所要の改正を行う。

３．スケジュール

公　布　　平成２４年　５月１日

施　行　　平成２４年　７月１日（２．の（１）③及び（２）・（３）関係）

　　平成２４年１１月１日（２．の（１）①②関係）

４．参照資料

・中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会「中間とりまとめ」（平成24年1月27日）

http://www.mlit.go.jp/common/000189925.pdf（「社会保険未加入問題への対策」P8～9）

・中央建設業審議会（平成24年3月14日）

http://www.mlit.go.jp/common/000204540.pdf（「経営事項審査の審査基準の改正について」）

【問い合わせ先】

国土交通省 土地･建設産業局 建設業課　企画専門官　佐藤

03-5253-8111（代表）　03-5253-8277（直通）

（許可関係）　許可係長　石島（24718）

（経営事項審査関係）　経営指導係長　大越（24734）

（その他全般）　法規係長　井上（24754）

建設業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抜粋）

《参考資料②》

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第六条第一項第六号の書類） 第四条　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一～十六　（略） 十七　別記様式第二十号の三による健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による被保険者となったことの届出の状況（以下「健康保険等の加入状況」という。）を記載した書面 十八　別記様式第二十号の四による主要取引金融機関名を記載した書面 ２　一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。 ３　許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類	（法第六条第一項第六号の書類） 第四条　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一～十六　（略） （新設） 十七　別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面 ２　一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。 ３　許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十七号に掲げる書類については

については、その記載事項に変更がない場合に限る。	、その記載事項に変更がない場合に限る。
（施工体制台帳の記載事項等）	（施工体制台帳の記載事項等）
第十四条の二　法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。	第十四条の二　法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項	一　作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）が許可を受けて営む建設業の種類
イ　許可を受けて営む建設業の種類	
ロ　健康保険等の加入状況	
二　（略）	二　（略）
三　前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項	三　前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　健康保険等の加入状況	（新設）
四　（略）	四　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
（再下請負通知を行うべき事項等）	（再下請負通知を行うべき事項等）
第十四条の四　法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。	第十四条の四　法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項及び当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからへまでに掲げる事項	三　再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからへまでに掲げる事項
2～9　（略）	2～9　（略）

様式第二十号の三（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人 （　　人）					

記載要領

1　「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。

2　「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

3　「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

4　「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

5　「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

6　「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

7　「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

8　「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

建設業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

《 参考資料 ④ 》

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抜粋）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

別記様式第二十五号の十一
別表（２）

コード	処　理　の　種　類
１０	（略）
１１	（略）
１２	（略）
１３	（略）
１４	（略）
１５	（略）
１６	（略）
１７	（略）
１８	（略）
１９	（略）
２０	（略）
２１	（略）
２２	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

現　行

別記様式第二十五号の十一
別表（２）

コード	処　理　の　種　類
１０	（略）
１１	（略）
１２	（略）
１３	（略）
１４	（略）
１５	（略）
１６	（略）
１７	（略）
１８	（略）
１９	（略）
２０	（略）
２１	（略）

別紙三

別紙三

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

	項番		
雇用保険加入の有無	4 1		〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
健康保険加入の有無	4 2		〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	4 3		〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4		〔1.有、2.無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5		〔1.有、2.無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6		〔1.有、2.無 〕

建設業の営業継続の状況

営業年数　4 7　　（年）

初めて許可（更新）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成　年　月　日	年　か月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無　4 8　　〔1.有、2.無 〕

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無　4 9　　〔1.有、2.無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無　5 0　　〔1.有、2.無 〕

指示処分の有無　5 1　　〔1.有、2.無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況　5 2　　〔1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無 〕

公認会計士等の数　5 3　　（人）

二級登録経理試験合格者の数　5 4　　（人）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均）　5 5　　（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数　5 6　　（台）

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ＩＳＯ９００１の登録の有無　5 7　　〔1.有、2.無 〕

ＩＳＯ１４００１の登録の有無　5 8　　〔1.有、2.無 〕

別紙三

別紙三

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

	項番		
雇用保険加入の有無	4 1		〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	4 2		〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	4 3		〔1.有、2.無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 4		〔1.有、2.無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 5		〔1.有、2.無 〕

建設業の営業継続の状況

営業年数　4 6　　（年）

初めて許可（更新）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成　年　月　日	年　か月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無　4 7　　〔1.有、2.無 〕

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無　4 8　　〔1.有、2.無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無　4 9　　〔1.有、2.無 〕

指示処分の有無　5 0　　〔1.有、2.無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況　5 1　　〔1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無 〕

公認会計士等の数　5 2　　（人）

二級登録経理試験合格者の数　5 3　　（人）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均）　5 4　　（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数　5 5　　（台）

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ＩＳＯ９００１の登録の有無　5 6　　〔1.有、2.無 〕

ＩＳＯ１４００１の登録の有無　5 7　　〔1.有、2.無 〕

記載要領

1　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□1 2のように右詰めで記入すること。

2　4 1「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

3　4 2「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

4　4 3「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

5　4 4「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

6　4 5「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入すること。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

(3) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

(5) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）に規定する企業型年金が導入

記載要領

1　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□1 2のように右詰めで記入すること。

2　4 1「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「１」を、提出していない場合は「２」を、従業員が１人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

3　4 2「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務所長（健康保険にあつては、健康保険組合を含む。）に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、個人事業者で、かつ、従業員が４人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

（新規）

4　4 3「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

5　4 4「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入すること。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

(3) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

(5) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）に規定する企業型年金が導

されていること。

7　4 6「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（財）建設業福祉共済団、（社）全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22　年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

8　4 7「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23　年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい､休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

9　4 8「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23　年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。

10　4 9「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127　号）第２条第１項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

11　5 0「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28　条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

12　5 1「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28　条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

13　5 2「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「１」を、会計参与の設置を行つている場合は「２」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「３」を、いずれにも該当しない場合は「４」を記入すること。

14　5 3「公認会計士等の数」及び5 4「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税

入されていること。

6　4 5「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（財）建設業福祉共済団、（社）全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22　年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

7　4 6「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23　年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

8　4 7「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23　年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。

9　4 8「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127　号）第２条第１項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

10　4 9「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

11　5 0「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

12　5 1「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「１」を、会計参与の設置を行つている場合は「２」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「３」を、いずれにも該当しない場合は「４」を記入すること。

13　5 2「公認会計士等の数」及び5 3「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税

理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。

15 5 5「研究開発費（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

16 5 6「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29 年政令第 294 号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

17 5 7「ＩＳＯ９００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第９００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入すること。

18 5 8「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第１４００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17 年法律第86 号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（２期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。

14 5 4「研究開発費（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

15 5 5「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29 年政令第 294 号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

16 5 6「ＩＳＯ９００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第９００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入すること。

17 5 7「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第１４００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17 年法律第86 号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（２期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

別記様式二十五号の十二

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

（用紙Ａ４）

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可　　号
審査基準日　平成　　年　　月　　日

電話番号
市区町村コード
資本金額
完成工事高／売上高
行政庁記入欄

殿

［金額単位：千円］

許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 N年平均	完成工事高 評点（X_1）	元請完成工事高及び技術職員数 元請完成工事高 N年平均	技術職員数 一級	（講習受講）	基幹	二級	その他	評点（Z）
	010 土木一式										
	011 プレストレストコンクリート										
	020 建築一式										
	030 大工										
	040 左官										
	050 とび・土工・コンクリート										
	051 法面処理										
	060 石										
	070 屋根										
	080 電気										
	090 管										
	100 タイル・れんが・ブロック										
	110 鋼構造物										
	111 鋼橋上部										
	120 鉄筋										
	130 ほ装										
	140 しゅんせつ										
	150 板金										
	160 ガラス										
	170 塗装										
	180 防水										
	190 内装仕上										
	200 機械器具設置										
	210 熱絶縁										
	220 電気通信										
	230 造園										
	240 さく井										
	250 建具										
	260 水道施設										
	270 消防施設										
	280 清掃施設										
	その他										
	合計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評点（X_2）		

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度等入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営業年数	年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数	台	
建設機械の保有等の状況		
ＩＳＯ９００１の登録の有無		
ＩＳＯ１４００１の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
評点（W）		

経営規模等評価の結果
総合評定値　を通知します。

平成　　年　　月　　日

印

（参考）

経営状況	決算	経営状況	決算
純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
負債回転期間		自己資本比率	
総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率		利益剰余金	
		評点（Y）	

科目	決算	科目	決算	科目	決算	科目	決算
固定資産		自己資本		売上総利益		経常利益	
流動負債		総資本（当期）		受取利息配当金		営業キャッシュフロー(当期)	
固定負債		総資本（前期）		支払利息		営業キャッシュフロー(前期)	
利益剰余金		売上高					

●「自己資本額」の欄に「＊」がある場合には、自己資本額数値の算出において２期平均を採用した場合の評点または数値。
●「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

別記様式二十五号の十二

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

（用紙Ａ４）

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可　　号
審査基準日　平成　　年　　月　　日

電話番号
市区町村コード
資本金額
完成工事高／売上高
行政庁記入欄

殿

［金額単位：千円］

許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 N年平均	完成工事高 評点（X_1）	元請完成工事高及び技術職員数 元請完成工事高 N年平均	技術職員数 一級	（講習受講）	基幹	二級	その他	評点（Z）
	010 土木一式										
	011 プレストレストコンクリート										
	020 建築一式										
	030 大工										
	040 左官										
	050 とび・土工・コンクリート										
	051 法面処理										
	060 石										
	070 屋根										
	080 電気										
	090 管										
	100 タイル・れんが・ブロック										
	110 鋼構造物										
	111 鋼橋上部										
	120 鉄筋										
	130 ほ装										
	140 しゅんせつ										
	150 板金										
	160 ガラス										
	170 塗装										
	180 防水										
	190 内装仕上										
	200 機械器具設置										
	210 熱絶縁										
	220 電気通信										
	230 造園										
	240 さく井										
	250 建具										
	260 水道施設										
	270 消防施設										
	280 清掃施設										
	その他										
	合計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評点（X_2）		

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険及び厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度等入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営業年数	年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数	台	
建設機械の保有等の状況		
ＩＳＯ９００１の登録の有無		
ＩＳＯ１４００１の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
評点（W）		

経営規模等評価の結果
総合評定値　を通知します。

平成　　年　　月　　日

印

（参考）

経営状況	決算	経営状況	決算
純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
負債回転期間		自己資本比率	
総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率		利益剰余金	
		評点（Y）	

科目	決算	科目	決算	科目	決算	科目	決算
固定資産		自己資本		売上総利益		経常利益	
流動負債		総資本（当期）		受取利息配当金		営業キャッシュフロー(当期)	
固定負債		総資本（前期）		支払利息		営業キャッシュフロー(前期)	
利益剰余金		売上高					

●「自己資本額」の欄に「＊」がある場合には、自己資本額数値の算出において２期平均を採用した場合の評点または数値。
●「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。